

平成30年度岐阜県立郡上特別支援学校高等部入学者募集要項

1 募集する学科、学年及び入学定員

部	課程	学科	学年	入学定員
高等部	全日制の課程	普通科	第1学年	おって県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）、（２）及び（３）に該当する者であること。

- （１）知的障がい者又は肢体不自由者
- （２）次のいずれか一つに該当する者
 - ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込の者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）
 - ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- （３）当校の教育相談を受けている者

3 出願

（１）入学願書の提出

- ア 出願者は、定められた入学願書（別記第6号様式）に必要な事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書を入学願書に添付するものとする。
- イ 在学（出身）学校の校長は調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出する。
調査書は、教育課程の実施状況により、岐阜県教育委員会所定の調査書A（別記第3号様式）又は調査書B（別記第4号様式）を選択して使用するものとする。ただし、平成23年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。
- ウ 入学願書の受付と同時に当校より受検票を交付する。

（２）出願の期間

平成30年2月6日（火）から2月8日（木）まで。受付は、午前9時から午後4時までとする。

（３）出願場所

〒501-4603 郡上市大和町栗巣32番地1 電話（0575）88-3020
岐阜県立郡上特別支援学校大和校舎

（４）出願先学校の変更

- ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。
- イ 変更期間は、平成30年2月9日（金）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。
- ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。
 - （ア） 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。
 - （イ） 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を当校に提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。
 - （ウ） 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査の期日、場所及び日程

(1) 期日 平成30年2月15日(木)

(2) 場所 岐阜県立郡上特別支援学校 那比校舎(郡上市八幡町那比3068番地)
電話(0575)63-0020

(3) 日程

時間	日程
8:30 9:00	8:30~8:50 受付 (受検者及び保護者) 9:00~9:20 諸注意及び連絡 (受検者及び保護者)
9:30	検査Ⅰ 9:30~10:45 学力検査(国語・数学) ※観察検査 検査Ⅱ 11:00~11:30 作業能力検査 検査Ⅲ 11:45~12:30 面接検査(個人面接)

(4) 検査当日に受検者が持参するもの

ア 受検票

イ 上履き

ウ 筆記用具(鉛筆、消しゴム、直定規)

(5) その他

ア 検査方法等については受検者の様子に応じて配慮する。

イ 保護者は検査終了まで控室で待機する。特別の理由がある場合は申し出る。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

平成30年2月22日(木)午前9時に、岐阜県立郡上特別支援学校那比校舎において合格者の受検番号を掲示し発表するとともに、在学(出身)学校長に合否の結果を通知する。(電話等による問い合わせには応じない)

合格者の発表後、午前9時30分から入学説明会を実施するので、合格者は、受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部に出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を当校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、平成30年3月28日(水)までに、上記の他に検査等を行うことができる。詳細は当校に問い合わせること。

9 その他

(1) 入学希望者は、事前に保護者とともに教育相談を受けること。

(2) 入学者選考に関わる資料である調査書及び学力検査の得点の開示の請求については、検査当日に説明する。